

大口町告示第148号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の
委託に関する規約の実施細則の一部を改正する細則

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則(平成24年大口町告示第50号)の一部を次のように改正する。

題名及び前文中「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」を「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約」に改める。

第1条第1項中「。以下「下水道条例」という。」及び「及び大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則(平成2年大口町規則第9号。以下「集落排水規則」という。)第7条第2項」を削る。

第2条中「又は農業集落家庭排水使用料」及び「又は集落排水規則第8条第1項各号のいずれか」を削る。

第5条中「又は集落排水規則第6条に規定する排水施設使用届」を削る。

第6条中「固定経費及び」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「平成31年11月1日から平成32年3月31日まで255円」を「別に定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「翌月の20日」を「翌月末日」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別記中「第13条」を「第11条」に改める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。